

物 品 売 買 仮 契 約 書

桶川市（以下「発注者」という。）と株式会社日本ビジネス開発（以下「受注者」という。）は、物品売買について、次の条項により仮契約を締結する。

なお、この契約について、桶川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年桶川市条例第5号）第3条の規定による市議会の議決を得たときは、本契約とする。この場合において、発注者と受注者は、それぞれ信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の内容）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げるところにより、物品を買い入れるものとする。

（1）品名及び数量 小・中学校学習者用情報機器等 5, 770台（別紙仕様書のとおり）

（2）契約金額 金259, 592, 300円

（うち消費税及び地方消費税相当額23, 599, 300円）

（3）納入期限 令和3年3月22日

（4）納入場所 桶川市内小学校7校及び中学校4校

（5）契約保証金 契約金額の100分の10以上

（納入及び検査）

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、物品の納入を受けたときは、10日以内にこれを検査し、合格したものに限り引き渡しを受けるものとする。

3 受注者は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（代金の支払）

第3条 受注者は、前条の規定による検査に合格し、引き渡しを完了したものについて、発注者に代金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に、請求にかかる代金を支払うものとする。

（遅延利息）

第4条 発注者は、物品代金、消費税及び地方消費税相当額を自己の責に帰すべき事由によ

り前条に規定する期間内に支払わなかったときは、期間満了の日の翌日から起算して、遅延日数1日につき年2.6パーセントの割合で計算した金額を、遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(所有権)

第5条 物品の所有権は、第2条第2項に規定する引き渡しの完了をもって、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて受注者の負担とする。

(修理又は取り替え納入)

第6条 受注者は、納入物品の引き渡し後1年間、発注者の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された瑕疵について、修理又は取り替え納入の責任を負うものとする。

(違約金)

第7条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額から既に納入したもの（発注者が確認したものに限る。）に相当する金額を控除した金額に対し、年2.6パーセントの割合を乗じて計算した金額を、違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、受注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第8条 受注者が、次の各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) この契約条項に違反したとき。
- (3) 発注者が行う物品の検査に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

2 発注者が前項第1号の規定によりこの契約を解除したときは、受注者は、違約金として売買代金の10パーセントに相当する金額を発注者に支払うものとする。この場合において、第7条による違約金の徴収を妨げないものとする。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項については、発注者、受注者間にて協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和2年10月30日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

発注者 桶川市

桶川市長 小野克典

東京都千代田区神田佐久間町1-25秋葉原鴻池ビル7F

受注者 株式会社日本ビジネス開発

東京本社事業部長 山中昇